平成 24 年 5 月 11 日

各　　位

会社名　　株式会社　遠　藤　照　明
代表者名　　代表取締役社長　遠藤良三
コード番号　6932 大証 第２部
問合せ先　　取締役経営品質本部長
　　佐　川　武　志
ＴＥＬ　　06－6267-7095

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２４年５月 11 日開催の取締役会において、定款の一部変更を行うことについて、平成２４年６月 28 日開催予定の第４１回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．提案の理由

(1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきましては、所要の変更を行うものであります。

(2) 経営体制の充実強化に備えるため、現行定款 19 条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を７名以内から１２名以内に変更するものであります。

(3) 社外取締役として有用な人材を確保するため、現行定款第 29 条（社外取締役の責任免除）第２項に定める損害賠償責任の限度額を法定額のみとするものであります。

(4) 社外監査役として有用な人材を確保するため、現行定款第 37 条（社外監査役の責任免除）第２項に定める損害賠償責任の限度額を法定額のみとするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 24 年６月 28 日
定款変更の効力発生予定日	平成 24 年６月 28 日

以上

（別紙）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～５．　（条文省略） ６．蛍光灯の安定器及びその電子部品の製造販売及びリース ７．　～　12.　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～　５．　（現行どおり） ６．照明器具の安定器及びその電子部品の製造販売及びリース ７．　～　12.　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（取締役の員数） 第 19 条　当会社の取締役は、12 名以内とする。
（取締役の責任免除） 第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第 29 条 （現行どおり） ２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。
（監査役の責任免除） 第 37 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第 37 条 （現行どおり） 2.　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。